岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第1号

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例(平成15年岩手県条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第10条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	第10条 委員会の庶務は、 <u>出納局</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。